

求人者のみなさまへ

10月1日から『新潟県 最低賃金』（時間額）が、
985円 に改定されます。「54円」UP

求人票の賃金額（下限） 「 しっかりチェック！！ 」

当所の業務運営につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年の地域別最低賃金が都道府県ごとに順次、改正されます。

新潟県の最低賃金額は **10月1日以降 985円（時間額）** となります（現行931円）。

つきましては、現在、お申込みの求人について、10月1日以降の最低賃金時間額を下回っていないか至急ご確認いただき、下記にご留意の上、賃金額の修正（変更）の連絡をお願いします（**県外就業先の求人については、各都道府県で最低賃金が異なります。**）。

なお、最低賃金額を下回らない場合、対応は不要です。

また、既に変更手続き済みの場合は、ご容赦くださいますようお願いいたします。

記

1 最低賃金額の確認について（新潟県の最低賃金の場合）

次により、時間額で985円未満となっていないかご確認ください。

なお、**試用期間中の賃金も同様**となります。

<最低賃金のチェック方法>

- ① 時給制の場合：時給額
- ② 日給制の場合：日給÷1日の平均所定労働時間数
- ③ 月給制の場合：月給÷1か月の平均所定労働時間数

対象となる賃金額は「基本給（a）+定額的に支払われる手当（b）」で固定残業代（c）及びその他手当（d）は除く。

最低賃金のお問い合わせは
長岡労働基準監督署
TEL 33-8711

2 1①から③の時間額換算で最低賃金額（985円）未満となっている場合について

至急、最低賃金額以上となるようご検討いただき、下記問合せ先あて賃金額（下限）の修正（変更）について連絡*をお願いします。

* 修正（変更）の連絡については、**こちらの専用インターネットサイトから「変更票（※別添を参照）」を入力の上ご報告していただくか、「求人者マイページ」・電話等により9月20日（金）までにご連絡**ください。

URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou15/06saichin>



お願い！

10月1日以降、最低賃金額未満となっている求人票については、法令に基づき公開することができないため、修正（変更）等が行われるまで、**求人保留となり公開されません**のでお含みおきください。

早急にご確認いただくとともに、**9月20日（金）までには、修正（変更）について連絡**をお願いします。

【お問い合わせ先】

ハローワーク長岡 求人部門

TEL 32-1181（31#）